

質問に対する回答について
工事名) 東北自動車道 天狗橋耐震補強工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	<p>2/4 質問回答にて塗装仕様について公告図書の訂正を行っていただきましたが、再確認の質問をさせていただきます。</p> <p>今回の塗装仕様は、土木工事積算基準 P15-21(表 4-10)より、C-5 系 : F-3(接触面)及び F-11(ボルト頭部)と D-4 系 : F-8(非接触面)及び F-12(内面ボルト頭部)に分類されるかと思います。</p> <p>また、F-3 部の工場塗装は、前処理、2 次素地調整、P15-20 表 4-9 の通りです。尚、F-8 は製鋼工場での前処理を含みます。</p> <p>※F-8 と F-12 の現場塗装仕様は同じ NEXCO 殿の単価項目としては、C-5,D-4 とするのが正しいのではないでしょうか。</p> <p>また、それぞれの単価項目に含まれる各塗装系の塗装数量の公表をお願いします。</p>	<p>耐震補強鋼板の塗装 F-11 については、当て板補強部外面の当て板部とボルト部の塗装を行うもの、F-12 については当て板補強部の既設橋脚内面の補剛材・溶接部等とボルト部の塗装を行うものになります。</p> <p>耐震補強鋼板の塗装に関しては後日、設計図書の一部について訂正公告を行います。</p>
2	<p>2/4 質問回答にて、「増し塗り塗装の費用は塗装塗替(一般部)、塗装塗替(特殊部)に含みます。」とのご回答をいただいておりますが、増し塗り層の数量をご教示願います。</p>	<p>増し塗り塗装の数量は下記の通りです。</p> <p>一般部 上り線 : 823.06 m² 一般部 下り線 : 823.06 m² 特殊部 上り線 : 45.76 m² 特殊部 下り線 : 45.76 m²</p>
3	<p>単価表 50.耐震補強鋼板の架設に関して、数量は 503.35t ですが、設計成果品数量計算書をもとに、アンカーボルトも含むすべての耐震補強部材を集計するとほぼ本数量になります。本単価項目にすべての部材の架設が含まれているのか、ご教示願います。</p>	<p>耐震補強鋼板の架設に含まれます。</p>
4	<p>単価表 56.座屈拘束構造(座屈拘束プレース)に関して、特記仕様書 25-15-7 支払の項目には、プレース材の設置に関して記載がございませんが、設置費が本単価に含まれるのか、ご教示願います。</p>	<p>プレース材の設置に関しても座屈拘束構造に含みます。</p>

5	単価表 56.座屈拘束構造(座屈拘束プレース)に関して、特記仕様書 25-15-7 支払の項目には、基準試験費等に要する費用の計上が記載されていますが、基本性能試験用のプレース材を製作し基本性能試験費を計上するのでしょうか、ご教示願います。	基準試験等に要する試験部材の作成等も座屈拘束構造に計上してください。
6	特記仕様書 P39 支承取替工に関して、特記仕様書 22-16-6 支払の項目にはジャッキアップ用補剛材(0.928t)の設置が計上されておりますが、設計成果品数量計算書より耐震補強鋼板の架設 503.35t にこの 0.928t の架設が重複しておりますか、ご教示願います。	ジャッキアップ用補剛材の設置に関しては、耐震補強鋼板の架設に含まれます。 支承取替工には含まれないため後日、設計図書の一部について訂正公告を行います。
7	制限装置設置工に関して、特記仕様書 22-17-8 支払の項目には取付部材の設置(15.884t)の設置が計上されておりますが、設計成果品数量計算書より耐震補強鋼板の輸送数量 277.69t および耐震補強鋼板の架設 503.35t にこの 15.884t の架設が重複しておりますか、ご教示願います。	制震装置の取り付け部材設置に関しては、耐震補強鋼板の架設に含まれます。 制震装置設置工には含まれないため後日、設計図書の一部について訂正公告を行います。
8	特記仕様書 P40 制限装置設置工に関して、特記仕様書 22-17-8 支払には高力ボルト本締工(0.416t)が計上されておりますが、設計成果品数量計算書より耐震補強鋼板の架設(高力ボルト)数量 65.14t と重複していませんか、ご教示願います。	制震装置の高力ボルト本締工に関しては、耐震補強鋼板の架設に含まれます。 制震装置設置工には含まれないため後日、設計図書の一部について訂正公告を行います。
9	単価項目 59 制振装置設置工に関して、特記仕様書 P40 22-17-8 支払に塗装の施工に関する項目が計上されておりますが、単価項目 54.55 耐震補強鋼板の塗装と重複していませんか、ご教示願います。	制震装置の塗装に関しては、耐震補強鋼板の塗装に含まれます。 制震装置設置工には含まれないため後日、設計図書の一部について訂正公告を行います。

10	特記仕様書 P40 制限装置設置工に関して、特記仕様書 22-17-8 支払には下部工アラケットに関するアンカー削孔、アンカーボルトの定着が計上されておりませんが、本単価項目で計上するのでしょうか、ご教示願います。	下部工アラケットのアンカー削孔、アンカーボルト定着に関しても制振装置設置工に計上してください。
11	特記仕様書 P35 22-13-2 種別 耐震補強鋼板の架設における「既設部材の素地調整(1種ケン)」と、特記仕様書 P36 22-14-2 種別 耐震補強鋼板の塗装における「1種ケン後、下塗り塗装 1層を施工」と同じ工種が記載されておりますが、既設部材の素地調整費用の計上はどちらの単価項目に計上すればよいでしょうか、ご教示願います。	既設部材の素地調整については、耐震補強鋼板の架設に計上してください。 耐震補強鋼板の塗装に関しては後日、設計図書の一部について訂正公告を行います。
12	特記仕様書 P36 22-14-2 種別 耐震補強鋼板の塗装における、既設部材側の 1種ケン後の下塗り塗装 1層(有機ジンクリッヂペイント)については、既設部材に取り付く当て板補強他の取付部材もすべて実施し計上するのでしょうか、ご教示願います。	その通りです。
13	特記仕様書 P37 22-14-5 支払には 耐震補強鋼板の塗装における工場塗装のみ計上されておりますが、現場塗装を含むものとして宜しいでしょうか、ご教示願います。	耐震補強鋼板の塗装については、現場塗装も含みます。 耐震補強鋼板の塗装に関しては後日、設計図書の一部について訂正公告を行います。
14	特記仕様書 P32 22-10-9 支払における (3)浮き上がり防止装置、(4)水平力分担構造、(5)アンカーバーについては、コンクリートのが運搬・処分が計上されておりませんが、計上する必要があるでしょうか、ご教示願います。	支承取替工・床版撤去工・伸縮装置取替工・構造物取壊し工以外でアスファルト・コンクリート塊が発生する場合は別途協議し定めるものとします。
15	特記仕様書 P32 22-10-9 支払における (3)浮き上がり防止装置、(4)水平力分担構造、について架設・溶接との記載がありますが、工場での溶接と考えて宜しいでしょうか、ご教示願います。	その通りです。

16	<p>単価表 No49 耐震補強鋼板の輸送に関して数量は 277.69t ですが、内訳は設計成果品数量計算書から当て板補強・追加横支材・ジヤッキアップ補強・水平力分担構造(スタッドのみ)数量と一致します。他の部材に関しては各単価項目に輸送費を計上するということで宜しいでしょうか、ご教示願います。</p>	その通りです。
17	<p>単価表 81 小型部材の製作に関して数量は 3,722 個ですが、設計成果品数量計算書より内訳を見ると当て板補強・追加横支材・ジヤッキアップ補強数量と一致します。他の部材に関しては各単価項目に小型部材製作費を計上するということで宜しいでしょうか、ご教示願います。</p>	その通りです。
18	<p>水平力分担構造・浮上り防止装置(特記仕様書 P32 22-10-9 支払)及び水平支承取付部(特記仕様書 P39 22-16-6 支払)におけるプラケットの溶融亜鉛めつき施工に関する項目が計上されておりませんが、対応をご教示願います。</p>	取付部材等の溶融亜鉛メッキについては、それぞれの単価項目へ計上してください。